

令和元年度 第35回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日時：令和元年12月23日（月） 14:00～16:00

場所：総合庁舎18階会議室

出席者：子ども・子育て会議委員 12名
（関川会長、中川副会長、中村委員、三宅委員、吉岡委員、好川委員、渡士委員、井上委員、奥野委員、川南委員、竹内委員、田原委員）
事務局 20名
（川西、関谷、平田、立花、大原、諸角、来田、村田、藤原、小泉、菊池、山本、樽井、上田、森田、山口、大西、鷺ノ森、大川、薬師川）
計32名

資料：【資料】第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画（素案）

当日資料

会議次第

配席表

委員一覧

第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）追加・修正分

1. 開会

●事務局・川西

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第35回子ども・子育て会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日、全委員17名中10名のご出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第6条第2項において、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされておりますが、以上のとおり、本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定としております。また、会議についても公開を原則としておりますので、東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針に従い、傍聴の方が本日は2名いらっしゃることをご報告いたします。また、第35回子ども・子育て会議よりご参集いただきました委員をご紹介します。東大阪労働組合総連合委員、川南良子委員でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。当日配布資料と

して、配席表、委員一覧、会議次第、第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）を配布いたしております。資料はおそろいでしょうか。

それでは、関川会長にこのあとの議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

●関川会長

遅参してまいりまして、申し訳ございません。それでは、今年度、第3回の東大阪市子ども子育て会議を始めたいと思います。お手元の次第にもありますように、通算で35回目となります。

さて、本日は次第にもありますように、第2期の子ども・子育て支援事業計画（素案）についてお諮りさせていただいて、皆様方からご意見を頂戴したいと考えております。本計画の基本的な方向性につきましては、第1期計画との連続性を図るということもございます。質の高い幼児教育・保育の提供、待機児童の解消、在宅の子育て支援の充実、こうしたことを課題として挙げつつ、新たな政策環境への対応、そして地域ニーズへの対応などが検討課題の一つかと思えます。令和2年から5年間について、東大阪市が子育て施策の充実に向けて事業を展開していくことができるように、皆様方から活発なご議論を頂戴したいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

2. 議事

●関川会長

それでは、早速でございますけれども、次第（1）「第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について」、事務局より、ご説明をお願いいたします。

●事務局・村田

—資料に基づき61ページまで説明—

●事務局・樽井

—資料に基づいて留守家庭児童育成事業について説明—

●事務局・小泉

—資料に基づいて地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業について説明—

●事務局・村田

—資料に基づき72ページ以降について説明—

●関川会長

それでは、ただ今の説明について、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。一括報告していただきましたので、1章、2章をまとめてご意見を頂戴したあと、3章、4章、5章と分けてご質問いただこうかと思えます。

それでは、1章、2章でご質問、ご意見ございませんでしょうか。計画策定にあたって、そして計画の基本的な考え方、10ページまでのところになりますが、いかがでしょうか。基本的な考え方は、第1期計画を基本的に踏襲させていただいております。理念についてもそ

のとおりになっておりますが、よろしいでしょうか。

●三宅委員

内容についてではないのですが、9ページの「幼児期」の2行目に「行動半期を拡大させていく時期であります」と表記がございますが、これは「行動範囲」ではないでしょうかという疑問がございます。

●関川会長

いかがですか。字句の修正ということでよろしいですか。

●事務局・村田

すみません、場所が見つけれません。

●関川会長

9ページの四角の、「子どもの育ちに関する理念」で、幼児期のところの……

●事務局・村田

すみません、おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

●三宅委員

あと同じページにもう1カ所、最初に「すべての子どもに良質な成育環境を保障」という大きな題目が付いていまして、その次の下の行に「良質な育成環境」という言葉がございます、こちらは何か意図があって使い分けをされていらっしゃるのでしょうか。

●事務局・村田

上の見出しの「成育環境」のほうがこちらの打ち間違いです。申し訳ございません。

●関川会長

どちらに合わせるのですか。下に合わせるのですか。(1)の見出しを「育成環境」とするのですね。

●事務局・村田

はい。

●関川会長

前年度計画もこんなになっていませんよね。大丈夫ですよ。そのまま持ってくると、前年度もそうだったみたいなことが。

●事務局・村田

前回計画は両方とも「成育環境」ということになっておりますので、第2期のこちらを作る時の打ち間違いになります。すみません。「成育」のほうにさせていただきます。

●関川会長

「成育」のほうに統一するのですね。ありがとうございます。

そのほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、3章はいろいろ、今回のアンケート調査も踏まえて具体のデータが出てきました。東大阪の子ども・子育てを取り巻く現状などについて、ご意見、ご質問等を頂戴できると助かりますが、いかがでしょう。こうなっていて驚いたという感想も結構でございます。

ます。

●川南委員

11ページの「1 人口等の動向」ということで、人口減というところでお話が進んでいっていると思うのですが、別の話になるのですけれども、12月20日に東大阪市で第3次総合計画の答申が可決されたと聞いています。その基本構想案を見せてもらったのですが、人口推移が、2030年度には東大阪は45万人になるというところで、この基本構想では48万1,000人にしようということが決まっているということです。この今回の骨子案のほうには、人口増のところを考慮されて計画されているのでしょうか。

●関川会長

いかがでしょうか。総合計画との整合は確保されているかというご質問だと思います。

●事務局・村田

総合計画の数値につきましては、子どもの施策であったり若者の定住の施策であったり、いろいろな施策を東大阪市が有効に行使して、48万人を目指していくという目標の数字になっております。ただ、今回、この子ども・子育て新事業計画を作るにあたりましては、実態を見た形での数字になっておりますので、そこでの人口の考え方が少し違うという部分があります。

●関川会長

その件については、庁内で了解されていると考えたらいいのですか。

●事務局・村田

はい、了解していただいています。

●関川会長

よろしいでしょうか。違ってもいいという話のようです。

●川南委員

違っていいというところでは、私はそうではないのではないかと思いますのが、第3次の総合計画のところでは、重点施策の方針で「若者・子育て世代に選ばれるまちづくりを」ということで、重点施策の1番に挙がっているのです。その施策が挙がっていて、選ばれる市にしようということであれば、こちらの供給量のところも、それに見合った数字にしていかないといけないのではないかと思います。

●事務局・村田

先ほどの説明の繰り返しになるかもしれないのですけれども、あくまでも第3次総合計画については市が目標としていく数字となりまして、それについてそれぞれまた考えていけないといけない部分はあるのですけれども、今回の子ども・子育ての事業計画を作っていくにあたっては、やはり直近の数字等を勘案しまして、実態として、どれくらいの施設整備あたりの需要量・ニーズ量が出てくるのかというところでさせていただいておりますので、人口推計についても総合計画とは違う考え方になっております。

●関川会長

総合計画に従って、自然増あるいは社会増が増えて、目指すべき子どもが多い社会に変わっていくとすると、第3期とか第4期の計画でその実数に合わせた施設整備を積み上げていくというのが、この子ども・子育て会議の役割になります。この子ども・子育て会議も総合計画どおりはならないと、はなから考えているわけではない。それに合わせて、子どもが増えていき、そして施設整備計画もさらに積み上げていく必要があれば、この場で議論をしていただいて修正していく、新たな施設整備をしていただくということを、皆様方の意見として頂戴し、市に報告するという事になるかと思えます。

ありがとうございました。そのほか、意見ございませんでしょうか。

●好川委員

質問です。14ページの合計特殊出生率の件で、計算方式が国や府と違うと。それは、外国人を含めているというお話は、そこら辺はどういうふうに違いがあるのか、なぜなのか、その辺り、今お話ししていただけることがあったらお聞かせいただきたいと思えます。

●事務局・村田

細かい話になるかもしれないのですが、実は先ほども説明しましたように、国と都道府県の合計特殊出生率というのは、厚生労働省のほうが算出をされていまして、実は平成26年度までは国と府とで計算の仕方が違ったのです。国のほうは、分子分母とも日本人だったのですが、都道府県は分母のほうに外国人の方も含めるという形で、分母が少し大きい形になっていまして、国のほうで同じ厚生労働省が計算しているのに、国と都道府県で計算のやり方が違うのはおかしいのではないかとといった部分があって、統一されたという経過はあったのです。

一方、実は市町村の合計特殊出生率の計算の仕方は、特に決まったやり方がありませんで、市町村でもそれぞれで考え方を持っていて算出しているという状況があります。東大阪市が府のやり方をずっと踏襲してきたというところがありまして、平成27年度以降ですけれども、国・府と東大阪市の算出の外国人を含める・含めないというところの数の出し方が少し違うということが、先日発覚したというところがあります。その辺りの考え方をどう出していくのかというところで、今、庁内で検討中という内容になっております。

●関川会長

最終的に計画をまとめるときには、その検討結果を反映した数値に修正されるということですか。

●事務局・村田

そうです。市として、どういった合計特殊出生率を使用していくのかということも含めて庁内で検討しまして、反映していく形になると思えます。

●関川会長

そうすると、1.25は上がる、あるいは1.25がさらに下がる。

●事務局・村田

国・府と同じ計算の方法をしますと、大体、大阪府と同じ率になってきます。

●関川会長

1. 35くらいまで修正される。

●事務局・村田

はい、されます。ただ、庁内での検討の結果、このままの可能性もありますので、そこは少しこちらで検討させていただいて、またお返ししたいと思います。

●関川会長

ありがとうございます。1.25をどう評価したらいいのかというのは、庁内のお考えなどをもしご紹介いただければありがたいです。

●事務局・村田

まだ検討中の部分もありますので。

●事務局・平田

1.25の数字が間違っているということでもなく、むしろ従前から、平成26年以前からの経過を踏まえるならば、この数字も一定正しいわけでございます。ただ、国・府との数字を同じ度で見比べるとなりますと、先ほど問題になりました1.38という数字にも利点があるという形になってきます。かと言って、庁内でそれぞれの部局が数字をばらばらに使うということも恐らくできないとは思っていますので、少しここは時間を頂かなければならないと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、この合計特殊出生率によって、例えば施設整備に関わってくるこの人口推計とか、そういうところには一切これを用いておりませんので、このページの表は少し違いますけれども、ほかには影響が出てこないところでございます。そういう形で、このまま平成29年度の数字で止めてしまうのか、平成30年度以降という形で表記するのか含めて、これから検討させていただければと考えております。

●関川会長

ありがとうございます。合計特殊出生率が低いと評価したとすると、それが社会的要因なのか、それとも家族の考え方の要因、ライフスタイル価値観の要因なのか。ライフスタイル価値観の要因だとすると、市が介入してあげるという施策は難しいですけれども、仮に社会的要因があつて、他市町村と比較して少し低いかなという問題が発生していたら、少し政策的に関わる方向はないのか検討いただくなどということが課題かなと思うわけです。全体とすれば、就学前の子どもの数は減っていつているのは事実ですので、それについて、よりマクロな立場からの政策方針みたいなものがもしおありであれば、教えていただきたいと思ったのです。

出生率向上というのはデリケートな問題なので、市として積極的にこれには関わらないという考え方はこれまでもあったと思うのですが、やはり1.25は低過ぎるので、それには社会的な問題も関わっているとすれば、問題解決のアプローチみたいなものを検討する余地がないのかということをもし内部でご検討いただいてあるようでしたら、少しご紹介いただければと。

国もそうですけれども、市として出生率を上げろと言えない問題なのですが、人口減少というのは大きな社会問題で、特に東大阪においても大きな社会問題になっていますので、ここを上げていくにはどうしたらいいのか、少し皆様方の頭の片隅に置いておいていただければ幸いです。

そのほか、いかがでしょう。待機児童の問題であったり、利用動向、今回のアンケート調査の結果なども踏まえたデータを提示させていただいていますが、合わせて、1期計画の振り返りなども。

●中川副会長

1期計画の分だけではなくて、今の14ページの表記で「国や府と比較しても低い水準」という、この辺は、もともと今のご説明で算出方法が違うので、この文言の表現を工夫して、算出方法が違うためとか何かそういうことを書いていただいたら、東大阪自身が特段すごく低くてということではないとか、そんな工夫をしていただいたら、今までの算出でここまではこの間やってきたということになるのかなということ、少し思いました。

●関川会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。

●川南委員

37ページの「5 第1期計画の振り返り」の後半のほうで、「本市に限らず全国的に企業型保育の質の向上、質の保証について課題となっています」とありますが、そのあとの評価と課題のところでは、「住民ニーズに沿った多様なサービスを提供できるよう、引き続き企業型保育等の多様な主体の参入促進を図る必要があります」ということで、積極的に活用されようという方針だと読み取れます。この「本市に限らず」ということで課題を書かれておられるなら、具体的にここでは分かりませんが、その課題がありますところを、あえて企業型などの参入を進めていかれるというのが、この文言を読んでも少し不安が残るなど思っております。

●関川会長

課題がある企業主導型保育事業をあえて本市が利用するというのは、市民から見たら矛盾に見えるということです。

●事務局・村田

ご指摘のとおり、全国的に企業主導型の整備の補助金であったり、そういった問題が出てきている部分があります。ただ、東大阪に関しては巡回支援事業等を実施しておりまして、できるだけ各施設の運営状況を見ながら、保育のほうをきちんとしていただいているかどうかという確認をさせていただいております。ご指摘いただきますように、ここの表現の仕方があまりよろしくないのかなというところもありますので、修正させていただきたいと思っております。

●関川会長

ありがとうございます。では、ここのところの修正をご検討いただいて、また後日ご説明

いただければと思います。

そのほか、いかがでしょう。

●井上委員

教えていただきたいことがございます。23ページの利用を希望する「定期的な教育・保育事業」で、無償化前と後の希望の変化はそれほど大きな差がないということですが、1点目は0歳で幼稚園を希望しておられるとか、1歳で幼稚園を希望しておられるというのも、希望だから、それはそういうことがあってもいいという解釈でよろしいでしょうか。

2点目ですが、調査の時点では前後で差はなかったということですが、公立幼稚園で言えば、そういう調査をしていないから分からないのかもしれませんが、実際、無償化以降、公立幼稚園の募集でどれくらいの差が出たのか、出なかったのかを教えていただけたらと思います。

●事務局・村田

まず、0・1・2歳で幼稚園を回答されている方が少数いらっしゃいまして、こちらはもしかすると、幼保連携型認定こども園で、幼稚園という名称でありますので、そちらともしかすると記載を誤られたのかなというのがあります。

●事務局・松木

ただ、比べるというところで言いますと、去年と今年におきまして、幼稚園の募集のニーズが大幅に増えたというところではありません。そういうところです。

●井上委員

公立幼稚園に限定して質問させていただいたのですけれども、申込人数が特に増えたり減ったりはしていないと、今のご回答を理解してよろしいですか。

●事務局・松木

そうです。

●井上委員

分かりました。

●関川会長

そのほか、いかがですか。

●中川副会長

34ページの(8)利用者支援事業ということで、これは基本型と母子保健型があると思うのですが、全体の箇所数で書いていただいているので、多分3箇所というのは、市内3つの福祉事務所で、利用者支援事業をやっているという箇所数で書いていただいているということですね。この子育てサポーターという人数などの推移も書いていただけると、より丁寧なのかなと思ったりはします。それも、増やしていただいていたのかなとは思いますが、実態ベースで、その辺もお書きいただけたらと思ったりしました。

●事務局・村田

そのようにさせていただきます。

●関川会長

相談件数も推移で挙げていただけるとありがたいです。大事な事業なので、実施実績が見える形にしていただけるとありがたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

●好川委員

38ページの(2)待機児童解消というページの「評価と課題」という中で、下から2行目に「待機児童解消に向けて、保育人材の確保を進めるとともに、民間事業者等の多様な主体が参入できるよう各事業を展開していくことが重要となります」という文言があるのですけれども、この民間事業者等の多様な主体が参入できるような各事業というのは、どのようなものをイメージしておられるのかというのを教えていただきたいと思います。本当に待機児童の解消について、前回は申し上げましたが、何よりも保育人材が足りないということで、私は保育人材の確保というのが何よりも大切であると感じております。

●事務局・村田

おっしゃっていただいていますように、保育人材の確保というのは最重要な課題だと思っております。一方、「民間事業者の多様な主体の参入」と書かれていますのは、企業主導型を想定しております。また今後も募集されていくということも聞いておりますので、そういった部分も参入していただきながらというところで書かせていただいております。

●関川会長

大きく第7整備圏域ごとに見ると、令和5年、6年では、ほぼほぼ供給体制は確保できているのかもしれませんが、個別学区で見るとまだ足りない部分があったりするので、そこを企業主導型のご協力を頂きながら整備していきたいというご意見なのかなと思っております。

そうしましたら、今のご発言の内容は、第4章以降の具体的な内容とも重なりますので、待機児童解消の具体的な取組について、4章以降を少し、皆様方のご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

●奥野委員

4章以降でということ、先ほどから保育人材の確保というところがずっと言われてきているのですが、80ページを見ると、いろいろな取組をされて人材確保に向けてということがすごく分かるのですが、人材育成のところであまりにも少ない書き方なので、求めるのは質の高い保育・教育というところになってくると、少し見た目が弱いというのか、もっと具体的な、こういった研修を実施して質を高めているということが分かるほうが、私たち一般にとっても分かりやすいのではないかと思うのです。

●関川会長

キャリアアップの研修などは、通常、保育人材の育成の中に入るのでしょうが、これは本市の事業ではないので入れていないということなのではないでしょうか。

●事務局・村田

そのとおりです。市で、独自で実施していますのがこちらのほうになります。

● 関川会長

質の向上を大きなテーマに掲げておきながら、具体的内容を見るとこれしかないのかと受け止められてしまう記載内容になってしまっています。好川委員、何かアイデアはありませんか。

● 好川委員

本当に質の確保というのは、まさに、この第1期計画で、実は我々も感じているところというのが器とか、まずは受入枠の拡大という部分が非常に優先されていたのではなかろうかと感じています。まさに今後、国においても、我々保育の業界としても、質の向上という部分についてはしっかり考えていきたいとは思っておりますが、申し訳ありません、具体的施策がと言われますと、なかなか今、発言できることがございません。

● 関川会長

78ページの職員向け研修なんかは、人材育成のほうでも書けそうな内容なのですが。再掲、繰り返して掲載していますという形で見せる化するとかはしてもいいかもしれないですね。

● 田原委員

保育人材というか、留守家庭のほうですが、留守家庭については、ほぼパートのような形の雇い方しかできていないので、研修は途中でやっていただいているのですけれども、まず育成というのですか、どうやって入るかという、まずパートの何も知らない人が入ってきて、そこで1年なり2年なりやって、その間に市とか上がやってくれている研修を受けながら、スキルアップしてという状態をやっているのです。だから、まず初めてやる人の育成というのは一切やっていない状態ですので、仕組みがない状態といってもいいかもしれません。現状としては、時給1,000円とかでやっていて待遇も非常に悪いですので、来てくださる方はどんどん減ってきています。その割には公設になっていますので、きちんと基準を決めて何人配置しろというのが非常に厳格にやってくるわけですが、なかなか人材を確保する、あるいは育成してやってもらえるように募集していくということを、もう少し公設なので市のほうも努力してやっていただかないと、恐らく近いうちに行き詰まると考えています。それは多分、ほかの活動とは違うものだと思います。

● 関川会長

留守家庭の職員の質向上は、平成26、27年度当初からずっと懸案事項で、いろいろな委員からご意見を頂いてきたところです。今現在もそういう状況だということを伺って、これはどういうふうにお考えなのか。特に支援員の質向上については、半ページくらい割いていただいておりますが、今のご指摘についてどのようにお考えなのか、少し教えていただければと思います。

● 事務局・樽井

留守家庭児童育成クラブで働く職員の方の資質向上につきましては、放課後児童支援員

になるためには一定の資格をお持ちの方で、都道府県が行う研修を受ける必要があるのですが、そういった資格等をお持ちでない方でも、実際に現場で働いていただくにあたっての知識であったり、技能というのを身に付けていただきたいということで、市独自で留守家庭児童育成クラブ職員総合研修を実施しております。その中で、初任者の方のための研修とか、全体的な研修であったり、経験のある方向けの専門的な内容も行っております。その研修も平成29年度から続けておりまして、今年度も実施しているわけですが、今年度からは3年間、同じ事業者研修を委託することになりましたので、通常であれば、毎年毎年、初任者研修を、本当はもう少し早い段階でやるべきだったのですが、やはり本当の初期のところではできずに、秋くらいから初任者研修をやったりと、事業のスケジュール的にそのようなスケジュールになったりしていただいていたところがありました。今年度から3年間は、同じ事業者が研修を実施していただきますので、来年度以降は早い段階での初任者への研修といったことも可能になってくると考えております。

● 関川会長

受講率はどのくらいの割合なのでしょう。例えば3年間全体の受講率は、働いている職員の方、専門員含めて、何パーセントくらいの方がこの研修を受講されているのでしょうか。

● 事務局・樽井

各研修ごとに定員を設けておりますので、受講率というよりは何人受講されたかということで把握しております。

● 関川会長

受講延べ人数と職員総数で計算していただくと、すぐ受講率は出てきそうですが。

● 事務局・樽井

今、手元に資料がないために、正確な数字をお答えしかねます。

● 関川会長

3年間くらいで、全ての方が何らかの研修に参加していただいて、質が確保できるような研修体制は整えていますと言われると、何とはなしに安心できるのですが、3年間、あるいは5年間、全く研修を受けていない人が3割くらいいますとか、5割くらいいますと言われると、研修の仕組みがあっても実際に十分な機能を果たしていないのではないかというふうにも思ってしまう。改めて調べて、ご報告いただければと思います。

● 田原委員

研修についてはそれなりにやっただけで、多分、クラブにある程度そういう、必ず受けなさいときちんと指導者としてリーダーがいてくださる所は、恐らくこまめに受けさせていると思います。そうでないケースも、もしかしたらあるのかもしれないですが、先ほどの受講率であるとか、人数に関してどれくらい受けているというのが、全く今まで数字として挙がってきたことがないので、それは必要かなと思っています。

それと、何年か働いているという前提で、今の研修体制はできていると思うのですが、先ほどから申し上げているような部分的な方が多いので、そうなると、どん

ん人が入れ替わっていくわけで、なかなか資質向上といっても限界があります。待遇を含めて、検討が必要かなと考えています。

●関川会長

ありがとうございます。どうぞ。

●吉岡委員

また戻るといえるか、保育士の人材確保の件ですけれども、先ほど質の向上ということの研修の話はたくさん出ていたのですが、本学もこの東大阪で養成校をしておりますので、学生さん等といろいろ話をした中で感じることです。これは全国的に言えることで、保育所の開所時間が12時間。朝の7時から夜の7時までが通常、当たり前ようになってくるとしたら、朝の7時に勤められるエリアというのが、通勤圏がやはり1時間以内でないといけないのです。そうすると、1時間以内の人を今度探そうと思えば、本当に限られた中でしかない。ここで宿舎借り上げ支援事業とか書いていただいていると思うのですが、やはりこれをかなり向上させるのか、一部負担なのか、どれくらい負担してあげるのかとか、市独自で、やはりかなりその辺りを考える必要があるかなと思うのです。一般論で、一部くらいだと、家賃を払ってまで残るよりは地元へ帰るとかいう子がいるわけです。

それともう1つは、早朝、例えば7時～8時半くらい、また終わりの5時過ぎから7時までの間の保育の体制をどのようにするのかとか、そういう勤務体制的なことを根本的に考えてやらないとなかなか確保は難しい。一番はそこかなと思うのです。どうしても、毎日ではないけれども、ローテーションを組まれていくと、やはり帰りも朝も通勤圏内で行けるイメージが持てる人でないと不可能かなという、一番大きいのはそこかなと思います。来た上では、質の向上として研修とかは大事ですけれども、基本的には勤務条件というのか、そこをどのように工夫していくかというのが大きな問題かと思っております。

●事務局・川西

今の宿舎借り上げですけれども、これは基本的には保育士さんの負担というのはない制度で、国が2分の1で市が4分の1、あとは事業者の方が4分の1を負担するという制度になっております。基本、今、市が4分の1と申しましたけれども、もっと簡単に別の言い方をしますと、事業者の方が負担していただける金額の4倍のお金が家賃として利用できるということになります。東大阪市としては、一応、市内のワンルームの平均値ということで6万4,000円の上限を設定させていただいて、これを運用させていただいております。ただ、今少し言いかけたのですけれども、事業者によっては、一部、保育士さんにも負担を求めている園もあることはあります。この宿舎借り上げは、今年度から始めたのですけれども、今もかなりの方が利用させていただいて、市全体で今、申請数は70名以上の方が申請していただいています、次年度に向けてもかなりの数が増えていくのかなという形で、我々としては今一番効果が出ている事業かなと思っております。

もう1つ、吉岡委員に指摘していただいた、シフトとかその辺のことですけれども、民間園も今、各園、働き方改革というのをかなり意識されていて、その辺の各保育士さんの

負担を減らすために、保育士を確保するためにはそこをやはりきっちり整理する必要があるということで、多くの園が今取り組まれているところです。

●吉岡委員

よく分かりました。それで、この借り上げ制度を、民間の説明会も含めて求人票とかにきちっとうたいなさいと言ってもらえるほうが。何か、採用が決まった学生さんから「先生、出してくれるみたいや」とか聞くので、出してくれるのだったら、もっと遠い子も受けたのにというような雰囲気も受けたので、その辺り、これだけ出しておられるのだったら、公立ももちろんですけれども、民間さんにもそういう指導というか、お願いしてはと思います。効果があると思います。

●事務局・川西

公立は関係ないです。

●吉岡委員

公立は違うのですか。民間に「アピールしなさい」というのか、それが大事かなと、今、聞いていて思いました。

●関川会長

好川委員、いかがですか。認可保育園、認定こども園、あるいは保育所の取組状況はどうなっていますか。

●好川委員

我々としても、この宿舍借り上げ制度は数年前から国の制度としてありまして、お隣の八尾や大阪市は東大阪市よりもいち早く導入されておられたので、我々の業界としても求めてきて、それを認めていただけたということは大変ありがたいことだと思います。多分うちも含めて、各園さん、PRされておられると思うのですけれども、学生さんにはそのような形で伝わっていないというのが現実なのかなと、今びっくりしている次第です。

●関川会長

もう大阪市との違いというのは、事業者側から見て、格差は埋まっているのですか。

●好川委員

どうですか。

●事務局・川西

保育士確保は、それぞれ各自治体、いろいろ取り組んでおられます。大阪市も、いろいろ事業でやられているのですけれども、東大阪市もその宿舍借り上げ以外に、市から保育士の方に毎月1万円補助させていただいていますし、園には保育特別ということで、配置基準を上回る2名の保育士の給与に当たる部分も補助金として出して、その上で働いている保育士さんが少しでもお休みを取りやすくしたり、研修に行きやすくなる環境をつくっていただく努力もしております。先ほど吉岡委員からも指摘されましたけれども、今後も我々が取り組んでいる事業の周知というところを、学生さん方にもアピールできるようにしてまいります。

●関川会長

保育補助者雇用強化事業の実施状況はどうなっていますか。

●事務局・川西

保育補助者、保育の体制強化も、それぞれの民間園からは今申請いただいているところです。この辺も、特に保育補助者などには、保育士の手助けをすることによって、保育の仕事の楽しさとかやりがいを感じていただいて、保育士の資格を取っていただいたらという形で思っている事業です。体制強化は、保育士の周辺業務の掃除とか給食の配膳とか布団の上げ降ろしとかを少しでも減らすことによって、先ほども働き方改革の話もあったのですが、保育士さんが少しでも本来の保育業務に専念できるような環境づくりということで取り組ませていただいております。

●井上委員

養成校教員の立場からで申し訳ないのですけれども、学生の声を代弁させてください。今、いろいろな手当がなされて、何となく保育士をやってみようかなと思うのが、学生の不安としていつまで続くのだろうと。今は足りないから取りあえずいろいろなことをしてもらえけれども、これを打ち切られたら、お給料しかないですよという声があるのです。その辺のところの、就職する学生側の不安に応えられるようなことが、何か情報としてあれば教えていただきたいし、できたら学生に伝えたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●事務局・川西

宿舎借り上げについては、国の事業なので、我々が明言はできないのですけれども、これはその保育所で働き始めてから10年はいけます。あと、今、市が出している補助の1万円というのは、国とは別で、市の単独の補助金で、従前から続けているものですので、我々としては今後も続けていきたいと考えております。

●関川会長

ありがとうございます。待機児童も令和6年くらいになると、ほぼほぼ解消されるだろうと、今回試算されています。そのあと、手厚い対応を続けていただけるのかというのは、ここで踊らされて就職したはいいいけれども、あとから家賃補助も打ち切られてしまったとか、キャリアアップもなくなったとか言われると、詐欺みたいな話になってしまいますので、東大阪は、そこは保育人材の、人財は財産の財だと考えていただいて、歯を食いしばって補助金を付けていただくということは、ご検討いただく必要があるかと思えます。

需要と供給のところは、これでご了解いただけましたでしょうか。

●中川副会長

今のご説明に絡んでですけれども、4章の第1～第7地区整備みたいな、従前のリージョンという意味なのかなと思いがらですけれども、これはある程度、保護者にとってもどうか、市民にとって周知がされていっていることなのかなということが、少しどうなのかなという素朴な疑問です。というのは、もちろん素案に、整備圏域で第1～第7では確保方策、いわゆる保育体制とか待機に関して整備されていきますということを、確保のまとめみた

いなどころで少し書いてあって、そういうことなのかなと、つい目先の各中学校区などの黒三角というのが結構気になるなと思いつつ、そういう形で対応しますということがもう少し書き込みというか、分かるような工夫がないと。

それと、留守家庭児童に関しても、ほぼほぼこれは小学校の留守家庭児童においては、もちろん直近の高学年の意向も聞いて決めていきますということは確保方策で書いているのですが、結果、全部の小学校で供給に対してほぼ不足があるという状況に関して、ではどうするのか。この入所者が上回る待機児童については、余裕教室に向けて活用で解消につなげますと書いていただいているのですけれども、本当にこれで大丈夫なのかと。ここではそういう書きぶりしかできないのかもしれないのですけれども、パブコメ等がまたあって、それできっちりそういった点もご指摘いただくのかもしれないけれども、少し確保方策とか、40ページに書いてある圏域でという、この整備のエリアみたいなことなど、どれくらい周知されているのかということが少し不安に思いました。

●事務局・村田

実は、前回の第1期計画の時もリージョンというふうに今、記載させていただいているのですけれども、実際には中学校区別でニーズ量を出して、その中学校区にくくりといただきますか、グルーピングについては第1期とは特に変わっていません。今回、第3次総合計画等の市の全体計画の中で、リージョンという考え方がなくなっていくというところがありまして、名称のほうを第1～第7というふうに置かせていただいたところになります。記載については、もう少し分かりやすくさせていただこうと考えております。

●事務局・樽井

留守家庭児童育成事業の小学校区別の需要量ですけれども、確かにご指摘のとおり65ページの表ですと、たくさん学校で過不足というか、不足が生じる状況になっているのですけれども、必要見込み量の確保の中で、独自で前年の秋ごろくらいに次の年度の1～6年生に進級する児童の保護者を対象に入会希望調査を行います。こうした希望調査の結果も合わせて見ながら、実際に余裕教室等の対応が必要な所につきましては、学校と協議を行って、待機児童の解消につなげていきたいと考えております。

●田原委員

65ページの表は見ていただいたら分かるとおおり、定員は一切増えていないのです。やり方としては、先ほど言っているように、あらかじめ次年度のニーズをアンケートによって把握して、それによって、言ってみれば、ここが足りなそうだからプレハブを建てようとか、対症療法的に対応しているので、この辺はそういう意味では非常に不正確で、定員が上がっていないわけです。今の定員であれば、こういうふうに推移しますという表になっていますので、恐らく対応して定員が増えるので、三角はもっと減ると考えています。それを含めた計画を立てないと、本当はおかしいということになります。

●関川会長

保育園・こども園については施設整備を入れながら、過不足がどう変化していくかという、

令和2～6年の計画の推移になっています。同じような定員の引き上げを組み入れながら、これが0になる計画をご説明いただくと、皆さん、納得できるのではないかと。

●田原委員

そうですね。これだともうすごく、全然、不足だらけで反対意見が出そうです。

●関川会長

私はむしろ、定員が割れているところが構造的に一定地域に表れていて、これは地域特性なのか、経営主体の工夫に課題があるのか気になるところですが、ここはどうですか。

●田原委員

恐らくずっと長い間やっていて、こういう傾向が出ていますので、地域性もあるし、あとは学校の規模にもよるとは思っています。どうしても小さい学校だと定員が少なくなりますので、そうすると、その中で利用者がたまたま多ければマイナスになる。ただ、毎年マイナスになるかどうか分からないので、整備がしにくいみたいなこともあるかもしれないと思います。決定的に困るのが、隣の学校へ行けないのです。自分の通っている学校にしか受け入れていただけないので、そうすると、たまたまうちの校区の学校は毎年毎年定員オーバーしているからなかなか入りにくいとかいう、学校差が出てくるというのは、不満の原因になると思います。

●関川会長

定員割れは、このままでいいというお考えでしょうか。定員割れはどういう原因と考えていますか。

●事務局・樽井

定員割れにつきましては、もともと児童数自体がそこまで大きくないような学校のケースが多いと考えています。

●関川会長

そうすると、定員が多過ぎるというわけですね。児童数が少ないにもかかわらず、定員を従来どおり付けていたが、実は定員が多過ぎるので、構造的にこういう問題が生まれていると。

●事務局・樽井

留守家庭児童クラブ自体が、学校の敷地内に設置されておりますので、学校敷地内のプレハブを整備されておりましたり、学校の校舎の中の教室を使って整備されております。学校の教室を使っておりましたと、定員が38名ということになりますので、それが人数が少ないような学校でありましても1教室あるという形になります。そうすると、入会者が少なかったら、定員が余ってくるという状況にはなっています。

●関川会長

構造的なキャパの問題があると。どうぞ。

●田原委員

今の理屈としては、要するに人口が減ってきて教室が余ってくれば、定員をたくさん付け

られる。2部屋、3部屋ももらえるわけですがけれども、逆に人口が多くなってきて、もういっぱいいっぱい教室がありませんということになると、その分定員が減るといって、全く反比例しているわけです。ですので、その辺がこの表に表れている。過疎化している所は大量に空き定員ができてくるので、全体で足してみると足りていますよねみたいな状態になるのだけれども、ほとんど意味がない。子どもは移動できないので、計をすること自体が意味がないですね。

●関川会長

ありがとうございます。そのほか、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●中川副会長

こちらの書き込みの利用者支援事業も、事業数だけなので、支援員の数という辺りも、ぜひ書き込んでいただきたいと思います。需要量では算定、今回出ていないのかもしれませんが、人の配置も4カ所で、それこそ年間3,800、ちょっと減ったとしても、出産数は一定数あって、それ掛ける就学前を中心ということも考えると、現状の人数でも構わないのですけれども、もう少し具体化できるように人数等の書き込みはしていただきたいと思いますところなんです。

それから、83ページの総合支援拠点においても、こちらは児童福祉法対応の拠点になっていくのですが、やはりこの要支援の子どもは、早期にということは書いてあるのですけれども、社会的養育とかの子どもたちに対応していくということですし、何か具体的なめどがあるのであれば、いつから開設とか、その辺を書き込んで、どの部署がとか、そういうことが83ページに書き込んでいただけないのかなと思ったりしました。

●関川会長

今回、虐待要保護児童や障害児の施策、ひとり親の自立支援、子どもの健全育成まで入れていただいているので、これもこの計画の守備範囲だということを明確にさせていただいているというのは、とてもいいと思うのですが、少しデータも、もう既に作られていたものがあるはずなので、それを入れていただいたほうが分かりやすいと思います。

●中川副会長

支援センターの「はぐくむ」も、ではどこにあるのかということも含み、包括的などうか、最初の初期対応も、母子保健の皆さんからのいろいろな注力されていく仕組みになっていくかと思えますし、実際、本当に細かな活動を東大阪でもされていると思います。「はぐくむ」というのは分かるけれども、ではどこなのかというのが、ここにも記載されているということは重要なのかなと思います。よろしくお願いします。

●関川会長

ご検討いただければ。お答えできますか。

●事務局・大川

「はぐくむ」については、健康部とまた相談しないといけないので、ここですぐに回答というわけにはいきませんが、持ち帰りとしてさせていただきたいということと、あと、総合支

援拠点については、児童福祉専門部会でも、またご相談ということでさせていただければと思っています。

●事務局・平田

総合支援拠点につきましては、具体的には来年4月1日設置という形で、庁内で動いております。現状を報告いたしますと、4月1日を、具体的には1日ではないのですが、3福祉事務所にいる家庭児童相談員を本庁に集約する形で、そうすると3所に19人おりますので、それにプラス本庁のスーパーバイザーも含めまして、総合支援拠点という形で設置したいと考えております。そのためのレイアウトの変更等についての予算は今度議会で可決されましたので、4月1日に向けて具体的に動いていくという形で今考えております。その引っ越しの具体的な日付とかは分かりませんので、そこら辺について、少しずれ込む可能性はありますが、組織としては来年度の機構に合わせて改善したいと考えております。

●関川会長

そうすると、来年度の計画がもう既に決まっているのであれば、来年度以降の支援計画の中に盛り込んでいくことはできますでしょうか。

●事務局・平田

そこが難しいところですね。今のところ、そこは書ける範囲について出させていただくように考えさせていただきます。書ける範囲で、書かせていただきます。

●関川会長

パブリックコメントに出すときに、どこまで書けるかという判断だと思います。

その他、ご意見ございませんでしょうか。もうそろそろ予定された時間が近づいてきておりますが、最後にこれだけは言っておきたいというご意見などがございましたら。

今後の東大阪の子ども・子育ての制度や環境についてのご意見でも構いませんが、いかがでしょうか。

●井上委員

今後ではなくて、とても簡単な確認です。「医療的ケア」と「医療ケア」は意識して使い分けておられるということでもよろしいでしょうか。81ページなどは医療ケアで、85ページは医療的ケア児。ケア児だからなのかなと思いつつも、ここをご説明いただけたらありがたいです。お願いします。

●事務局・村田

健康部がおりませんので、確認している内容になりますけれども、81ページの「医療ケア」は医療的ケアだけではなくて、医療という部分で広くということで、言葉を使っております。ただ、今おっしゃっていただいたように、医療ケアという言葉がいいのか、もう少し何か言葉的に工夫ができないかというところでは、健康部のほうで検討していただいているところになります。

●関川会長

医療ケアと医療的ケア児の考え方は違うということですね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第2期の東大阪市子ども・子育て支援事業計画（素案）についてご意見を頂戴したということで、本日は本当にありがとうございました。積極的なご意見を賜りまして、これを本市の計画づくりにも反映させていきたいと考えております。

3. その他

●関川会長

続きまして、その他案件はございますか。

4. 閉会

●関川会長

それでは、以上をもちまして本日の子ども・子育て会議を終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

●事務局・川西

ありがとうございました。第35回子ども・子育て会議を閉会させていただきます。本日は、長時間のご審議ありがとうございました。